

公 表

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 57 条第 4 項において準用する第 56 条第 7 項の規定により、令和 7 年 3 月に収去した飼料等の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 29 日

農林水産大臣 小泉 進次郎

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称、 法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添 加物の区分	飼料又は 飼料添加物の名称	製造(輸入) 年月	試験項目	違反の内容
信陽製油(株) 本社工場 法人番号 8090001003110 山梨県昭和町	同左	動物性油脂	ラード	7. 3	不溶性不純物	
広島化製企業組合 湯来第1工場 法人番号 5240005001931 広島県広島市	同左	動物性油脂 (混合油脂)	飼料油脂	7. 3	不溶性不純物	
		鶏豚肉骨粉	HK混合肉骨粉	7. 3	重 金 属－カドミウム, 水銀, 鉛, ひ素 病 原 微 生 物－サルモネラ	
(輸入業者) 豊田通商(株) 東京本社 法人番号 6180001031731 東京都港区	日本郵船(株) 神戸コンテナターミナル RC6/7 兵庫県神戸市 法人番号 7010001023785	スーダンガラス	スーダンハイ	7. 3	重 金 属－カドミウム, 水銀, 鉛, ひ素 農 薬－別記のとおり	

(別記)

試験項目 農薬－ BHC, リンデーン, DDT, アトラジン, アラクロール, エチオン, エントリン, クロピリホス, ジメトエート, ダイアジノン, アルトリン及びディルトリン, デルタメトリン及びトラロメトリン, テルブホス, フェントロチオン, フェンハレレート, フェンプロパトリン, ヘプタクロル, ヘルメトリン, ペンディメタリン, ホスメット, ホレート, マラチオン, メチダチオン

2. 栄養性に関する検査 該当なし